

第9章 立憲主義と東南アジアの憲法体制

川村 晃一

要約：

本稿では、近代西欧で生まれた立憲主義という考え方や政治のあり方が、東南アジアでどのように受容され、どのように展開してきたかを明らかにするための準備作業として、憲政システムに関する学術的論点と論争の展開を概観した。そのうえで東南アジア諸国の憲政史を整理し、どのような経緯で、誰によって近代的な憲法が策定され、受容されたのか、その後その憲法はどのように変容していったのか、といった点を検討した。また、立憲主義や法の支配を確立するうえで重要な司法制度についての研究潮流を概観した後、東南アジアにおける司法制度の特徴と司法が政治において果たす役割の違いについて、先進東南アジア（シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）を例にして考えた。東南アジア諸国において、「法の支配」がどのように導入され、展開してきたかを考えるうえでは、そもそもこれらの国々にとって「憲法とは何か」という問題をまず明らかにする必要がある。

キーワード：

憲法、憲法改正、立憲主義、法の支配、司法、裁判所

はじめに

本研究は、近代西欧で生まれた立憲主義という考え方や政治のあり方が、東南アジアでどのように受容され、どのように展開してきたかを明らかにすることを目指している。本報告は、その準備作業として、第1に、憲法体制をめぐる政治に関する学術的論点と論争の展開を概観する。第2に、そのうえで東南アジア諸国の憲政史を整理する。東南アジアに近代的憲法が導入されたのは、タイを除いて、植民地からの独立が契機となっている。その時にどのような経緯で、誰によって憲法が策定されたのか、新しい憲法がどのように受容されたのか、その後その憲法はどのように変容していったのか、別の憲法に置き換えられたとすれば、どのような経緯で、どのような内容の憲法に改正されたのか、といった点を検討する。

第3に、立憲主義や法の支配を確立するうえで重要な司法制度について議論する。近年多くの研究が進められるようになった司法政治研究の潮流を概観した後、東南アジアにおける司法制度の特徴と司法が政治において果たす役割の違いについて、先進東南アジア（シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）を例にして考える。この作業は、他の東南アジア諸国における司法政治を分析するための準備作業である。最後に、東南アジアにおける立憲主義や法の支配を考えるうえで今後明らかにされるべき論点を整理する。

第1節 憲法の政治学

1. 慣習としての憲法

近代国家における憲法（近代憲法）が1787年に初めてアメリカ合衆国で制定されてからわずか200有余年の間に、憲法は普遍的ともいえる存在となった¹。いまや、ほとんどの独立国家が、国家の統治体制の基礎を定める基本法としての憲法を有している。ゴーによれば、第2次世界大戦後に独立した91カ国のうち、ほとんどすべての国が、独立の際に成文憲法を制定しているという（Go 2003, 17）²。

18世紀後半から現代にかけて憲法が世界的に広がっていくプロセスには、エルスターによると少なくとも7つの波があったとされる（Elster 1995, 368-369）。第2次世界大戦後以降に独立を果たした東南アジア諸国における憲法制定は、そのなかで第5の波に相当する時期にあたる。1940年代のインド、パキスタンに始まり、1960年代にかけてアジアやアフリカにおけるイギリスやフランスなどの植民地地域が独立を果たすと、各国で憲法が制定された。これらの旧植民地諸国の憲法は、宗主国の憲法を参考に制定されることが多かったという。

なぜ各国がきそって国家の基本法として憲法を制定しようとしてきたのか、なぜ民主政治は憲法を必要としているのか、さまざまある憲法モデルのなかから、各国はどのようにして自らの憲法を選択しているのか、といった問題に答えることは、実は容易ではない。なぜなら、それは憲法とは何か、という問いにつながるものだからである。

もともと、憲法とは何かという問いに対して、ホッブス、ルソーなど古典的な政治思

¹ 正確には、世界で最初の成文憲法は、1776年から1789年までの間に、ヴァージニア、ペンシルヴァニアなどの北アメリカの諸州で相次いで制定された州（邦）憲法である。1776年、イギリスとの戦争に勝利し、独立を勝ち取った北部13州は、その後連邦国家を形成すべく合衆国憲法を起草した。これが現在のアメリカ合衆国憲法であり、アメリカ諸州を除けば、世界で最も古い成文憲法である（宮沢 1983, 18）。

² ゴーは、この91カ国のうち、イスラエルとブータンだけが成文憲法を制定していない例外だと述べているが、ブータンは、その論文が執筆された後の2008年、議会制民主主義への移行の過程で憲法を採択している。イスラエルは、単一の文書としての憲法をいまだ持たないが、国家機構の形態を定める複数の基本法が制定されており、そのうちのいくつかの基本法は、改正に絶対多数の賛成を必要とするなど、憲法と似た性格を持っているものもある。

思想家らが提唱してきた「社会契約論」と同じ系列に連なるものである。しかしながら、このような契約論的憲法論に対しては、さまざまな批判が出されている。例えば、ブレナンとハムリンは、契約論的憲法の定義は道具主義的で (instrumental) で、狭すぎると批判する (Brennan and Hamlin 2006)。契約論的憲法論では、憲法に定められるルールは、何らかの形で市民が合意したと見なされなければならない。しかしながら、それだけではどのような形態の憲法が選択されたのかは分からない。そこで、彼らは、憲法を表現的文書 (expressive document) として捉えるべきと考える。つまり、憲法とは、アクターが自己の利益を追求した結果として設定されたルールではなく、ルールについて表現された選好の結果なのである。だからこそ、憲法の条文や前文には、国民性やイデオロギー、国家の統一性、国民道徳、正義などの問題が書き込まれるというわけである。

契約論的憲法論に対するより強い批判は、ハーディンによるものである (Hardin 2006)。ハーディンは、契約論的憲法論を支えるロジックを明らかにして、憲法の本来の機能との違いを浮き彫りにしている。つまり、契約とは、交換を制御するものであり、その戦略的構造は囚人のジレンマそのものである。囚人のジレンマのゲームにおいては、一方のプレイヤーにとっては最良ではあるが、他方のプレイヤーにとっては最悪となる結果がある。しかし、憲法は政府の形態をどうするかという点について市民の調整問題を制御する機能を果たす。そこでは、各プレイヤーにとっての最良の結果は、他のプレイヤーにとっても最良、もしくは最良に近いものである。それゆえ、憲法とは、契約に先駆けて作られる制度だと言えるのである。しかしながら、契約論は、これらの問題をすべて無視し、市民は合意によって政府に従うと考えている。

憲法と契約の違いは、前者が調整問題を解決する機能を果たすのに対して、後者が囚人のジレンマの問題を解決する機能を果たすということ以外に、次の点が指摘できるという。つまり、憲法は、契約と比べると合意の重要性が著しく低い。憲法が制定される際、必ずしも全員の合意 (agreement) が得られなければならないわけではない。必要なのは、むしろ、黙認 (acquiescence) である。なぜなら、憲法とは、すべてのなかで最適な結果を導き出すものではなく、「その他のすべての人が従う限りにおいて」期待しうる最適な結果をもたらすものだからである。また、憲法は、制定された後の運用や解釈が変更される可能性についてもある程度開かれている。それゆえ、憲法とは一種の賭け (ギャンブル) だと、ハーディンは主張するのである。

このような社会契約論に対する批判は、古くはデイヴィッド・ヒュームにまで遡ることができる。ヒュームによれば、近代社会において政治的秩序に関する純粋な意味での合意というは存在したことがない。ヒュームは、政府はその統治の権力を慣習 (convention) から得ており、市民は慣習的にそのルールを黙認していると考えた。既存の慣習を変更し、新しい慣習を作り出すにはコストと集合行為の問題が発生するため、実際には非常に困難である。それゆえ市民は、憲法のルールを変えるよりも、むしろそれを黙認した方が自らの利益になると考えるという。なぜなら、憲法を制定するという行為自体、多

くの調整を必要とするからである。

一方、河野は、このようなハーディンの憲法観を「根本的に誤っている」と反駁する（河野 2002, 134-140）。なぜなら、ハーディンの議論は、「憲法制定という大事業のもつ政治性を、隠蔽してしまう」からである。河野は、ハーディンの議論の問題点を、ハーディンのアメリカ憲法制定過程についての解釈の違いを通じて明らかにしようとしている。アメリカ合衆国憲法は、1787年に憲法会議で起草された後、イギリスから独立を勝ち取った13州のうち9州における承認をうけて初めて発効することになっていた。その過程においては、連邦推進派と反対派の間で大論争が繰り広げられ、少なくない州で憲法案の諾否をめぐる激しい対立が起こった。

河野は、『ザ・フェデラリスト』(*The Federalist Papers*)に見られる連邦推進派の議論のなかには、憲法制定を調整問題として捉えている主張が数多く見られることは認めながらも、より分権的な体制を求め、憲法の採択に反対していた反連邦派をハーディンがほとんど取り上げていないことを問題視する。河野によれば、1787年5月に憲法会議が開催された時点で連邦派が明らかに優勢だった州は13州のうちわずか5州で、反連邦派が優勢だった州は2州あった。つまり、9州の承認を得るためには、残り6州のうち4州で承認を得なければならないという厳しい状況にあったわけである。それゆえ、憲法が承認される見込みは、当時必ずしも高かったわけではないという。このような状況の下で、連邦派はなぜ勝利を収めることができたのかという問題は、憲法制定をめぐる力学を理解するうえで無視することはできないものである。ハーディンは、憲法制定に必要なのは「合意」ではなく「黙認」だと主張しているが、国家のアイデンティティとも言える憲法を制定するのに、その受け入れに不満を持つ集団が容易に矛を収めるだろうか。むしろ、憲法の内容をめぐる激しい政治的対立や交渉がおこなわれると想定するのが妥当ではないか、というのが河野の主張である。

2. プリコミットメントとしての憲法

それでは、やはり憲法は契約として理解されるべきなのであろうか。しかし、ここでも答えはそう簡単ではない。仮に、憲法が社会全員の合意にもとづいて制定されたとしても、その憲法の制定に合意した世代の人々は、次第にこの世を去り、社会は次の世代へと受け継がれていく。彼らは、前の世代の人々が合意した憲法の下で暮らすことになるが、彼ら自身はその憲法に合意したことはない。彼らは、契約した覚えのない憲法に生涯縛られなければならない。憲法が、その制定に関与した人間だけでなく、その後の世代の人間をも拘束することはどう正当化されるのだろうか。

また、次のような疑問も生まれる。憲法は民主主義の持続にとって必要だと議論されるが、国民が主権者として自己決定をおこなうことのできる民主主義体制において、なぜ自らを拘束する憲法を制定する必要があるのだろうか。国民の権利の保障も、民主政治を通じて十分に実現するのではないのだろうか。そもそも、主権者が自らを自己拘束

したとしても、全能の主権者はいかなる拘束も無視し、またはその拘束を解くことができるのではないだろうか。

実は、これらの問題は、かなり以前から指摘されてきたことである。ロックは、『市民政府論』のなかで、ある個人が契約をなせば当該個人は契約によって拘束されるが、その個人が自分の子供や子孫まで拘束するような契約をおこなうことは正当化されないと主張し、トマス・ペインやトマス・ジェファーソンは、ひとつの世代が他の世代を拘束できるのかという問題提起をおこなっている（阪口 2001, 237）。

これらの問題に答えようとする試みのひとつが、プリコミットメント論（precommitment）である。プリコミットメントは、「予め将来における選択肢を減らしておくことで、将来の出来事をコントロールしようとする」人間の行動のことである（愛敬 2005, 2）。ここでしばしば用いられるアナロジーが、ギリシャ神話に登場する魔女セイレンの歌声を前にした英雄オデュッセウス（ユリシリーズ）の行動である。オデュッセウスは、旅の帰路、セイレンの住む島の近くを通ることになる。このセイレンの歌声を聞いた者は、その魅惑的な声に引き寄せられ、船は座礁し二度と故郷に戻れなくなってしまふ。セイレンの歌声の誘惑に自らが負けてしまうことを知っているオデュッセウスは、船が島に近づくと、自分を船のマストに縛り付け、自分がセイレンの歌の魅力に負けて縄を解くように命令した場合は、より一層強く締め上げるよう部下に命令した（Elster 1984, 36-37）。このオデュッセウスの行為は、一見すると不合理であるが、自らの「意志の弱さという問題を抱える合理的主体が自らの自立性を損なうことなく、継続的な合理性を獲得する主要なテクニックである」（愛敬 2005, 2）。

このプリコミットメント論は、憲法の役割を示すための概念として憲法学を中心に重要な位置を占めつつある。つまり、「民主国家において、主権者であるはずの人民の政治的な決定権が憲法によって制限されているのも、そうして制限を課された政治権力の方が、長期的に見れば、理性的な範囲内での権力の行使をおこなうことができ、無制限な権力よりも強力な政治権力でありうる」からである（長谷部 2006, 82）。民主主義において、権力者もしくは多数派は、権力の誘惑に負けてそれを乱用したり、悪用したりする可能性がある。それゆえ、憲法によって政治権力を事前に制限しておくことで結果として権力の乱用を防ぎ、長期的な国民の利益の実現を図ることができる、その意味でこのような自己拘束的行動は合理的である。

しかしながら、プリコミットメント論も憲法制定の意義を完全に正当化できているわけではない。阪口は、それを3つに整理して論じている（阪口 2008, 171-172）。第1に、やはり、憲法を制定した人々とその憲法によって制約される人々が同じではないという問題が生じる。その上、「憲法典を制定した時の多数者は、たとえ彼らが後に少数者の地位に転落しても多数者を縛り続けることができる」（阪口 2008, 171）。つまり、憲法は自己拘束ではなく、他者拘束なのである。第2に、憲法が革命といった体制変動など動乱の状況で制定されることが多いことを考えると、憲法を制定した人々が冷静で合理的な

判断を下すことができ、後の世代の人々は日々の政治的駆け引きに惑わされ短期的な利害にもとづいた判断しかできないという考え方は必ずしも正しくはない。第3に、現在の世代が過去の世代に拘束されていることが「自己統治」と言えるのかという問題も、プリコミットメント論では解決されない。

これに対して、ホームズは「積極的立憲主義」という立場から、国民が「立憲主義の制約に従うことで初めて民主主義が創出され、民主主義が安定的に維持される」（阪口2008, 172）と説明し、われわれはより良い自己統治を実現するために過去の世代の拘束に従うという議論を展開している（Holmes 1985）。

一方、憲法制定の意義をプリコミットメントの観点から捉えていたエルスターは（Elster 1984）、その後、憲法制定は必ずしも自己拘束とは言えないというように立場を微妙に変えている（Elster 2000）。このエルスターの「変節」については、愛敬（2004, 366-369）が簡潔にまとめている。それによると、エルスターは、歴史的な事実の検証を通じて、(1)「憲法的自己拘束」として論じられてきた例のほとんどが他者拘束であったことと、(2)憲法制定が社会的・経済的危機や戦後復興といった感情が高揚する騒乱と激動の時代におこなわれることを考えれば、制憲者が理性的である保証はない、むしろ制憲議会での決定を覆すことが難しいことを考えると、制憲者は自分たちの利害を確保する強い動機をもつことが判明したとして、憲法制定を自己拘束と解するにしても、それはメタファーに過ぎないと結論づけるのである。それゆえ、制憲議会は、社会契約論における擬制的装置としてではなく、後世代を拘束することを求めた現実の歴史的集会として強調されるべきだとエルスターは主張する。この最後の点は、河野が憲法制定の力学を軽視すべきではないとする主張と重なるものである。

3. 憲法制定のメカニズム

憲法がその国の政治や経済のあり方を規定するという意味で非常に重要であることは自明であるが、それでは、憲法はどのようにして制定されるのだろうか。本節では、憲法制定のメカニズムに焦点を当てた研究を整理し、検討してみる。

本稿冒頭で、エルスターが憲法制定の波が存在していると主張していることを紹介したが（Elster 1995）、エルスターは、そのような波が発生するのは決して偶然ではないと考えている。憲法は、社会・経済的な危機や、革命、体制の崩壊もしくはその予兆、敗戦や戦争からの復興、新国家の建設や脱植民地化といった非日常的な状況で制定されることがほとんどである。これらの出来事は、決して一国内で完結するものではなく、次々と他の国へ伝搬していき、それがさらに他国での憲法制定の動きへとつながっていくのである。

それでは、各国内での憲法制定はどのように進められるのだろうか。ここでも、エルスターの議論をまず概観してみる（Elster 1995, 370-393）。憲法を策定するにあたっては、憲法制定会議のようなものが設置されることが多い。憲法制定会議（とそこに集う議員

たち)は、何の制約もなく議論することができるわけではない。憲法制定会議は、それを設置した主体——議会、君主、外国政府など——の意向から自由ではいられない。また、そこに集う議員たちも、その出身母体の利害に配慮しなければならない。さらには、策定された憲法草案は、何らかの方法で承認を受ける必要がある。

一方、憲法制定に関わる個々人は、それぞれ利害や感情、理性を持っている。個々人の利害には、個人的なもの、集団的なもの、制度的なものがあるが、特に集団的利害と制度的利害が憲法制定に及ぼす影響は大きい。たとえば、選挙制度の選択といったトピックにおいては政党の利害が大きく関わってくるし、中央・地方関係については、州など地方政府の利害が重要になってくる。権力分立の制度化などの問題については、議会や大統領と言った制度的利害が大きく影響することになる。

憲法制定過程における感情の問題は、プリコミットメント論との関連で重要である。第2節で議論したように、プリコミットメント論は、将来、短期的な欲求によって権利の侵害などが発生しないように長期に合理的な判断から憲法を制定しておくことを想定しているが、憲法制定に関与する人々が感情や偏見から自由であると想定することは無理がある。実際、1989年に民主化したブルガリアにおいては、少数派のトルコ系イスラーム教徒に対して非常に差別的な憲法が制定されている。また、エルスターは、虚栄心や自己愛といった感情が憲法制定において特に見られることを指摘している。アメリカの憲法会議は、審議内容を一般に対して非公開としたが、それは、会議に参加した議員が国民に見られていることを意識しすぎて柔軟な議論がおこなえなくなる可能性があることマディソンが判断したことによるという。

また、これらのさまざまな選好がどのように集約されるのかというプロセスも重要である。集約の基本単位は何なのか、どのような方法で集約されるのか、集約の過程でどのような政治的駆け引きが展開されるのかなどは、最終的な憲法の選択に大きな影響を与えるのである。

たとえば、憲法制定プロセスにおける交渉(バーゲニング)に注目する研究として、ヘッカソンとメイサーは、憲法制定による費用と便益をどのように配分するかという点で複数の代替案をめぐって戦略的な交渉がおこなわれることに注目している(Heckathorn and Maser 1987)。ヴォイトも、憲法が改正される契機を支配者とさまざまな反対グループとの間の交渉として分析することを提起している(Voigt 1999)。

1787年のアメリカ憲法会議を事例に、そこに参加した各州の代表がどのように行動したのかについての分析もおこなわれている。たとえば、マグワイアは、代表議員がどのような利害にもとづいて投票をおこなったのかを計量的に分析した(McGuire 1988)。それによると、経済的な利害が大きく影響を受けるような問題が議題にあがっているときは、経済的な利益の考慮が投票行動を大きく規定する一方、経済的利害があまり影響を受けない時には、イデオロギーが投票行動を規定するという。また、彼らの投票行動を規定する経済的利益やイデオロギーは、議員個々人のものを反映しているというより、

自らが代表する地域のものを反映していることも明らかにされている。

この憲法会議では、マディソンが指導的な役割を果たしたことが知られている。その一方で、一部には彼の知的リーダーシップに従うだけで、議論の内容について具体的に知ろうとしなかった代表もいた。ブキャナンとファンバーグは、このように一部の人間が資源を投入してリーダーシップを発揮したのに対して、他の人間が単に従うという行動をとったのかを合理的に説明しようとした (Buchanan and Vanberg 1989)。

第2節 東南アジア諸国の憲法

1. フィリピン

植民地化以前は、バランガイと呼ばれる親族を中心とした小規模な村落国家・部族国家による支配の下で、口承の慣習法が使われていた。16世紀に始まったスペイン統治の下では、フランスのナポレオン法典に影響された民法典、商法典なども導入される (1870年婚姻法、1887年刑法典、1888年商法典・刑事・民事訴訟法典、1889年民法典など。Hooker 1988 参照)。

最初に導入された近代的な立憲主義的法支配体制は、米西戦争の最中に独立を宣言した革命政府が制定した「マロロス憲法」(1899年)である。この憲法は、当時のラテンアメリカ諸国の憲法典やベルギー憲法を参照し、包括的な人権規定を含むなど、当時としては先進的な内容をもっていた (安田 2000, 120)。

その後のアメリカ統治の下で合衆国憲法やアメリカの制度に抵触するスペイン法、慣習などは無効とされ、法・司法制度のアメリカ化が急速に進行した。1945年の独立を前提に制定された「コモンウェルス憲法」(1935年)も、大統領制の下での三権分立制の導入など、合衆国憲法を全面的に導入した内容となった。ただし、国家の政策理念を表明した「原則の宣言」(第2条)や「天然資源の保存および利用」(第12条、1939年改正後は第13条)といった独自の条文も盛り込まれている。この憲法は日本軍政下で一時的に停止されたが、フィリピンが1946年に独立を果たすと、若干の修正を経て1973年まで基本法として施行された。

1972年、すでに2期目の任期に入っていたマルコス大統領は、3選禁止を規定していた憲法を停止し、戒厳令を布告した。その後に制定された1973年憲法は、1935年憲法に規定されていた国民投票による改正手続きを無視し、大統領の任命した「市民集会」の承認により公布された。この新憲法では、大統領制が廃止され、議院内閣制が導入された。また、1935年憲法の「原則の宣言」や天然資源に関する規定が大幅に拡充された。しかし、1981年の戒厳令解除の直後に憲法改正が行われ、1973年憲法で定められた議院内閣制は実質的に運用されることなく、半大統領制へと移行した (安田 1985)。

1986年の民主革命後、憲法委員会による起草と国民投票を経て制定されたのが、1987年憲法である。統治構造については、アメリカ型の三権分立型統治機構が全面的に採用

され、大統領制、二院制議会、司法権の独立と最高裁判所による違憲審査権の行使、地方自治が規定された。また、人権規定は、民主化を反映して 1935 年憲法の内容をさらに拡充したものとなった。権力による人権侵害を監視する機関として、政府から独立した人権委員会の設置も規定されている。汚職など公務員の犯罪を扱う「公務員犯罪裁判所」（サンディガン・バヤン）という特別裁判所の設置も規定されている（この裁判所は 1973 年憲法体制下では大統領令により設置された）。

2. インドネシア

植民地化以前のインドネシアでは、国家レベルの法を村落レベルの法がまったく別個に併存するという状況だった。オランダがこの地域に対する植民地支配を確立するようになると、オランダの民法典や商法典、民事・刑事訴訟法などの主要法典が導入されたが、これらの諸法の適用はヨーロッパ人に限定された。一方、原住民については村落独自の慣習法である「アダット」が適用されたり、家族法の領域では各人が属する宗教に基づく法が適用されたりと、二元的な法体系が温存された。

1945 年に日本が敗戦した混乱に乗じて、インドネシアは独立宣言をする。その際に制定されたのが 1945 年憲法である。この憲法は、日本軍政下で終戦直前に設置された独立準備調査会に招集された独立運動指導者たちが議論して起草したものである。日本軍政下であったにもかかわらず、軍政当局はこの起草プロセスにはほとんど介入していない。独立運動指導者たちが、インドネシアの伝統的価値観や当時の世界的な思想潮流などを独自に練り上げて作り上げたため（川村 2002）、憲法前文に盛り込まれた建国 5 原則「パンチャシラ」や、国権の最高機関としての国民協議会（MPR）制度など、他の国にはみられない独自のイデオロギーや制度が規定されている。

この憲法は制定直後に始まったオランダとの独立戦争による国内の混乱のため、実質的に運用されることはなかった。1949 年にオランダが主権を移譲すると、1949 年インドネシア連邦共和国憲法、そして単一共和国へ移行した後に発布された 1950 年インドネシア共和国暫定憲法が施行された。オランダの統治制度を模倣した。これらの憲法では、オランダをモデルとした議院内閣制が採用され、憲法には包括的な人権規定も書き込まれた。

この憲法の下で民主的な総選挙も実施されて、多党制の下での議会政治が始められたが、権力闘争、政治腐敗、地方反乱など国内の政情は安定せず、1949 年にスカルノ大統領が 1950 年暫定憲法の停止と 1945 年憲法への復帰を宣言して、「議会制民主主義」と呼ばれた時代は終わった。この後、スカルノによる「指導される民主主義」、1966 年からはスハルトによる「新体制」という権威主義的支配体制が 1945 年憲法の下で続いた。

1998 年、アジア通貨危機がインドネシアを直撃するなか、民主化運動に抗しきれなくなったスハルト大統領が辞任し、インドネシアに民主主義の時代が再び訪れた。民主的な統治体制を構築するため憲法の改正が必要となり、国民協議会の場で草案作りが行わ

れた。1945年憲法は新しい憲法に置き換えられるのではなく、その内容を民主主義の実現にあわせるために4次にわたって改正され、2002年までには内容を大幅に刷新した。その結果、三権分立制を全面的に採用した大統領制、議会の権限強化、違憲審査権をもつ独立性の高い憲法裁判所の設置など、その後の民主政治の基盤となるような統治機構が整備された。

3. マレーシア

マレーシアは、インドネシア同様、植民地化以前には国家レベルの法と村落レベルの慣習法「アダット」が併存する社会だった。その後、ポルトガル、オランダの植民地支配を受けたが、法制面での両国の影響はほとんどなく、イギリスの植民地支配の下でイギリス法の導入が図られた。ただし、海峡植民地のマラッカ、ペナンと英領マラヤ、英領北ボルネオでは、イギリス法の導入の程度は異なっていた（安田 2000, 172-176）。1957年に独立を達成した際に制定されたマラヤ連邦憲法は、スルタン、マラヤ連邦政府首脳に、イギリス、オーストラリア、インド、パキスタンの憲法学者らが協力して起草し、1957年に公布された。1963年にマレーシアが発足した際には、この1957年憲法を部分的に修正して新国家の憲法とした。

マレーシアの憲法は、成文憲法であることや憲法の最高法規性を謳っている点などを除けば、ほぼ忠実にイギリスの統治構造を模倣している。政治体制は9つの州のスルタンが交互に国王に就任する立憲君主制であるし、執政制度は議院内閣制である。判事の身分保障など、司法の独立性も高いレベルで規定されている（川村 2012）。人権規定についても、自由権の規定が中心で社会権の規定がないこと、国会による制限立法や留保規定があることなど、議会主権主義の立場をとるイギリス憲法学説の影響がみられる（安田 2000, 183）。

4. シンガポール

シンガポールは、イギリスの東インド会社がジョホールのスルタンから領土を割譲されて誕生したという経緯から、イギリス法が直接に導入された。シンガポールの憲法は、1959年にイギリスから独立した際に制定されたシンガポール国憲法（1963年にマレーシア発足時に引き継がれた「州憲法」）、マレーシア憲法、そして1965年のシンガポール独立法の3つがもとになっている。そのため、マレーシア憲法と共通の規定も多く、マレーシアと同様、イギリスの憲法体制を模倣している（安田 2000, 199）。マレーシアにおける国王のかわりに、国家元首として民選の大統領が置かれているが、執政制度は議院内閣制である。判事の身分保障など司法の独立性についても、マレーシアと同様に高いレベルで規定されている。人権規定についても、多くの法律留保規定が存在するなど、マレーシアと同様の特徴がみられる。

5. ブルネイ

マレー系のスルタンが支配していたブルネイは、イギリスの保護領を経て1906年に植民地化された。その後、イギリス法の導入が部分的に進められ、1959年に限定的な自治権を獲得した際には、イギリスとの協定により、マレーシアの州憲法に似た憲法が制定されている。1984年の独立後も、この憲法にもとづいた立憲君主制が採用されているが、実質的には国王であるスルタンに権力の集中した絶対王制である。枢密院、大臣協議会（内閣）、立法評議会、最高法院などの司法裁判所が置かれているが（ただし、憲法には司法裁判所に関する規定がない）、いずれも国王の補佐機関という位置づけにすぎない。1991年には国王を信仰の守護者と位置づける「マレー・ムスリム王政」のイデオロギーが導入され、2014年には東・東南アジア諸国では初めてイスラーム法（シャリア）が国法レベルで適用されるようになるなど、スルタンによる個人支配の色彩がますます強まっている。

6. タイ

タイは、東南アジアのなかで唯一植民地化を免れた国であったため、西欧的近代法の導入は、日本と同様、1855年の鎖国体制の放棄と開国を契機とした近代化とともに始まった。ヨーロッパから招聘された法律顧問の指導の下、各国の法典を参照しながら諸法典の編纂が進められた。その結果、ドイツ法やフランス法など大陸法の影響が強くみられる一方で、一部ではイギリスやインドといったコモンロー法制も積極的に取り入れられた（安田 2000, 229）。しかし、私法や私法制度の近代化が進められるだけで、憲法体制の確立には至らなかった。

タイで初めて憲法体制が確立されたのは、1932年の立憲革命が初めてである。この年に公布された「シャム王国憲法」が同国にとって初めての恒久憲法となった。この憲法では、民主的統治機構に関する規定は不完全であった一方、自由権を中心とした人権規定が置かれた。第2次世界大戦を経て、民選議会の設置や議院内閣制が規定された新憲法が1946年に制定された。しかし、その後は軍部によるクーデターが頻発し、その度に憲法が改正されるというパターンが常態化している。憲法改正では、上院の構成や大臣の公務飲食の兼任の可否、首相の下院議員資格の要否などが常に争点となる一方、王国の統一性、主権行使者としての国王、仏教の守護者としての国王などの規定は常に保持されている（安田 2000, 230）。

タイで最も民主的な内容をもった憲法は、1992年5月流血事件を契機に進んだ民主化の成果として制定された1997年憲法である。憲法草案は、NGO関係者を含む地方代表や有識者からなる憲法起草委員会が作成した。この憲法では、国王の任命だった上院議員が民選になったことや、下院議員選挙に小選挙区制が導入されたこと、首相が下院議員から選ばれること（ただし、首相および閣僚となった者は任命後に議員を辞職しなければならない）、司法府に憲法裁判所を設置したこと、人権規定を拡充したこと、権力の

行使を監視するさまざまな制度（国家汚職防止委員会、国会オンブズマン、国家人権委員会など）を設置したことなど、これまでの憲法とは大きく異なる規定がさまざまに設けられた。

1997年憲法の制定と政治制度改革の進展によってタイでも民主主義が定着したかにもえた。ところが、2006年に国軍が15年ぶりにクーデターで民主的に選ばれた政権を倒し、＜軍事クーデター→憲法改正と選挙の実施→民政復帰→軍事クーデター＞という「政治体制の周期的転換」（村嶋1987）が復活してしまった。2007年に軍が主導して起草された憲法が国民投票で承認されて民政に復帰するも、2014年には再び軍のクーデターで民政が崩壊した。2016年に軍の政治的な影響力の保持を可能にする内容を含む新憲法草案が国民投票で承認され、立憲革命以来19個目となる憲法が成立した。しかし、民政復帰の目途は立っていない。

6. ミャンマー

19世紀にイギリスによって植民地化されたミャンマーでは積極的にイギリス法が導入されたが、原住民の生活に関する宗教や家族といった事項については植民地化以前からあった仏教・ヒンドゥー教法典や村落の慣習の適用が認められていた。第2次世界大戦後にビルマ連邦として独立した際に制定された1947憲法は、インド憲法やユーゴスラビア憲法の影響があったことが指摘されている（安田2000, 307）。1962年のネ・ウイン将軍による軍事クーデターによって確立されたビルマ型社会主義を建設するために制定された1974年ビルマ社会主義連邦憲法は、1947憲法とは異なり、中国憲法などの社会主義憲法と共通するところが多く、ビルマ社会主義計画党による一党独裁を定めている。ただし、包括的な人権規定をもっていたり、財産権を認めている点など、社会主義憲法とは異なる規定もあった。

しかし、民主化運動が高まりをみせるなか、1988年に軍がクーデターで全権を掌握し、この憲法を停止した。その後、軍事政権（国家法秩序回復評議会: SLORC→1997年に国家平和発展評議会: SPDC）は新しい憲法を制定すべく任命議員を中心に構成される国民会議を設置して草案作りに入ったが、民主化を求めるアウンサンスーチー率いる国民民主連盟（NLD）らとの対立から2004年まで同会議は休会状態となった。結局、国民会議による憲法起草はかなわず、2007年に軍政が自ら憲法起草委員会を設置し、憲法草案を策定した。この憲法案は2008年の国民投票で承認され、公布された。

7. インドシナ3国——ベトナム、ラオス、カンボジア——

ベトナムの地域は古くから中国文化の影響を大きく受けており、15～16世紀に唐明律を採用したレ朝（ホンドク）法典、19世紀の清律を模倣したジャロン法典など、中国律令国家をモデルとした法体系が導入された。フランスによる植民地化が進められるとフランス法が導入されるようになるが、その適用はフランス人・外国人と原住民との間で

は異なっており、前者に対してはフランス法が、後者に対しては原住民の法が適用された。

第2次世界大戦後に最初に制定された憲法は、ベトナム民主共和国の1946年憲法である。この憲法は人民民主主義の体裁をとっているが、地主を独立運動に取り込むため財産所有権を認めるなど、妥協的な内容となっていた。その後、南北分断が固定化していくなか、北ベトナムのホーチミンは憲法改正起草委員会を設置し、1959年に社会主義的色彩が強められた改正憲法が制定された。1975年の南北統一をうけて1980年には新憲法が制定され、南北全土における急速な社会主義化が目指された。この憲法は、プロレタリアート独裁国家、共産党の指導性、統一戦線組織（祖国戦線）の役割に関する規定など、当時のソ連、東欧などの社会主義諸国の憲法から大きな影響を受けている（鮎京1997, 192-193）。1980年代後半にドイモイ（刷新）政策が進められるようになると憲法改正の必要性が認識されるようになり、1980年憲法を改正する形で1992年に新憲法が制定された。1992年憲法は、政治的には一党独裁や民主集中制という社会主義体制を堅持しながら経済的には市場経済化を推し進めるため、私的所有権を含む人権規定が初めて置かれたり、経済活動に関する条文のなかで資本主義的経済活動が規定された。

ベトナムと同様にフランスによる植民地化の後に第1次・第2次インドシナ戦争を経て社会主義体制へ移行したラオスについては、1975年のラオス人民民主共和国成立後も憲法はおろか、立法すらほとんどないまま国家運営がされていた（安田2000, 279）。憲法が制定されたのは、ベトナムのドイモイ政策と同様の経済開放政策である「新思考」政策が開始されてからだった。1991年に制定された憲法は、社会主義的色彩が強く、ベトナムの1980年憲法や1992年憲法にきわめて似た形式をとっている（安田2000, 279）。

ベトナム、ラオスと同様にフランスの植民地支配を経験したカンボジアは、第2次世界大戦後も第1次・第2次インドシナ戦争を経験し、さらにその後もポル・ポト率いるクメール・ルージュ（カンプチア共産党）による恐怖政治、ベトナム軍の進駐、内戦と混乱が続いた。その間、いくつかの憲法が制定されたが、ほとんど実効性はなかった（四本1997）。日本を含む国際的調停によって内戦が終了し、国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の統治下で設置された制憲議会が憲法を制定できたのは1993年のことだった。この憲法は、1975年から続いた社会主義憲法体制の影響を若干残しつつも、立憲君主制の下での民主政治の実現のため、議院内閣制や独立した司法府に関して規定するとともに、包括的な人権規定をもっている。

第3節 司法の役割

1. 司法政治研究

立憲主義が、近代国家の権力を制約することによって、市民の基本的権利を擁護していこうとする思想や仕組みを指すとすれば、憲法によってそれを定めると同時に、国家

権力が市民の権利を侵害していないか、法の支配が守られているかを監視するメカニズムが必要である。その役割を期待されているのが裁判所によって構成される司法である。第2次世界大戦後、民主主義国家であったワイマール・ドイツからファシズムが生まれたことの反省から、議会制民主主義を採用していた西ヨーロッパ諸国で、憲法判断を行なう特別な司法制度として憲法裁判所が設置された。この動きに続いて、民主化の「第3の波」のなかで体制転換を果たした新興民主主義諸国でも、法の支配を確立するために独立した司法制度を導入することが共通の課題とされた。こうして1990年代以降、「政治の司法化」(judicialization of politics)という現象が顕著になるとともに³、政治学においても司法制度に対する関心が高まった。

違憲審査制が世界的に普及したことで司法政治分析のスコープも大きく広がった。違憲審査制の普及は、当初、権威主義体制への反省として理解され、権力抑制の手段として司法が果たす役割が分析の中心であった(Shapiro 1999; Sunstein 2001)。その後、違憲審査制を擁護するエリートの合理的行動に注意が払われるようになり、旧支配エリートにとっての「保険」として司法(Ginsburg 2003)、反多数派主義と少数派による覇権維持としての司法(Hirschl 2004)、好意的司法行動主義(Whittington 2005)などのモデルが提示されるようになった。司法が積極的に行動する要因に関する分析も進められ、裁判官のイデオロギー的選好(Segal & Cover 1989; Segal et. al., 1995)、判例や裁判官の規範(Steunenberg 1997)、司法の戦略的行動(de Figueiredo et. al, 2006; Weingast 2002; Ferejohn & Weingast 1992; McNollgast 2006)、世論の支持(Vanberg 2008; Durr et. al., 2000; McGuire & Stimson 2004)などが、司法の行動を説明する変数として指摘されている。

分析対象の地理的範囲も拡大し、アメリカ合衆国の最高裁判所分析からヨーロッパ諸国の司法分析へ、そしてラテンアメリカ、東欧、アフリカなどの新興民主主義国を対象とした比較分析へと進みつつある(Sieder et. al., 2005; Stone Sweet 2000; Tate & Vallinder 1995; Shapiro & Stone Sweet 2002; Smithey & Ishiyama 2002; Vondoepp 2006)。1990年代にアジアでも民主化が進行したことで、アジア諸国における司法分析も2000年代以降に進められるようになった(Jayasuriya 1999; Ginsburg 2003; Harding & Nicholson 2010; Dressel 2012)。

しかし、新興民主主義国に広がった司法政治分析も、東南アジアは最も研究が進められてこなかった地域である。おそらくその理由は、民主化の波が東南アジアに到達したのが他の地域と比べて遅かったこと、民主化を経験した国でも民主主義が脆弱であること、(競争的)権威主義や共産主義、軍政など非民主主義体制を維持する国が多いこと、などであろう。ただし、それは東南アジア諸国において司法の果たす役割が小さいことを意味しない。タイの政変プロセスで憲法裁判所の決定が重要な意味をもったことに表

³ 政治の司法化とは、裁判所が立法権をもっている議会の行動を制限したり、判決を通じて国の政策の方向性に大きな影響を与えたり、さらには、政党や選挙といった政治プロセスにも影響を与えることが増えているような状態を指す(Ferejohn 2002)。

れているように、司法が政治過程で果たす役割は東南アジアにおいても大きくなりつつある。

2. 東南アジアの司法

東南アジアには、インドネシアやフィリピンのような民主主義国から、ミャンマーなどの不安定な民主主義国、マレーシア、シンガポールといった競争的権威主義国、タイのような軍政まで政治体制という観点ではバリエーションが存在するが、体制の違いから司法政治の違いを説明するのではなく、異なる体制の下にある司法を統合的に理解する視点を構築することが必要である。その際に注目すべき点は、①裁判所が他の意志決定主体から自律的に行動できる程度（独立性）、②裁判所に与えられている権限、③裁判所が他の制度とどのような関係のなかに置かれているのか（権力構造）という3つの変数である。

例えば、シンガポール、マレーシア、フィリピンは独立当初から司法が高い組織的独立性を与えられてきた。シンガポールの司法は、その後も高い独立性を維持し続けたが、マレーシアではマハティールによる権威主義的統治が強化されるなかで独立性を失った。フィリピンでも、マルコス体制の発足とともに司法の独立性が失われたが、1986年の民主化後に再びそれを取り戻すことになる。タイとインドネシアにおいても、権威主義体制のもとでは司法の独立性が確保されることはなかったが、1990年代以降の民主化によって司法の独立性が確立されることになる。

このように東南アジア諸国の司法制度は、植民地宗主国から受け継いだ法体系の影響などから、独立当初は司法の独立性について差異がみられた。その後、体制の権威主義化を経験したフィリピンやタイ、インドネシアでは司法の独立性が失われ、司法制度が政治過程に影響を及ぼすことはほとんどなくなった。ところが、これらの国々で民主化が発生すると、強権的な統治体制に対する反省から、執政府による権力の行使をコントロールする機関として司法制度の重要性が認識され、司法の独立性を確保する改革が実行された。これら東南アジア主要国の司法は、組織的な独立性という観点からは一定のレベルを確保するに至ったといえる。

次に、司法の権限をみると、フィリピン、マレーシア、シンガポール、タイの4カ国は、独立時から司法に違憲審査権が与えられていた。ただし、その違憲審査権が政治過程のなかで大きな意味をもつようになるのは、フィリピン、タイ、インドネシアが民主化してからのことである。これら3カ国では、人権の保護と権力抑制の観点から、違憲審査権をはじめとする司法権の強化が図られた。フィリピンでは、伝統的に司法に大きな権限が与えられており、民主化にともなってその権限が十分に発揮できるようになった。タイやインドネシアでは、民主化後に司法の権限が強化されている。これら3カ国では、裁判所が違憲審査権を行使して政府の政策に関する法律を覆すなど、「司法積極主義」であると裁判所の行動を批判する声が各国で出るほどに政治過程における司法の影

響力が強まっている。これらの国々では、政治体制が再び権威主義に逆戻りすることを防ぐ目的で「法の支配の確立」が最重要の政治課題と認識された結果、司法の権限強化が図られたとみられる。そのため、違憲審査制においても、基本権の保護よりも、権力の抑制により重点がおかれているようである。一方、マレーシアでは、制度上は比較的大きな権限が裁判所には与えられているが、これまで裁判所が積極的に違憲審査権を行使することは少なかった。一方、シンガポールの司法に与えられている権限は、それほど大きくはない。

このように、東南アジア諸国における司法制度は、権限の大きさにバリエーションはあるが、組織的独立性という点では比較的高い国も多い。とくに、民主化を経験したフィリピン、タイ、インドネシアでは、組織的独立性も権限もともに強化される傾向にある。しかし、この3カ国のあいだでも、執政府や議会の動向にあまり左右されずに判決を出すフィリピンやインドネシアの司法府と、政界の動向に行動が左右されがちなタイの司法府という違いがある。このような違いはなにによってもたらされるのだろうか。他方、シンガポールやマレーシアの司法府は、執政府の政策に反するような判決は出さない傾向にある。それは単に両国が権威主義体制をとっているからなのだろうか。この両国の司法府は、比較的高い組織的独立性をもち、権限も必ずしも小さいとはいえない。制度的には独自の行動をとることができる状況にありながら、シンガポールとマレーシアの裁判所はそうしてこなかった。それはなぜなのだろうか。

これらの疑問に答えるには、司法府と執政府や議会といったほかの制度的アクターとの関係という観点をみる必要がある。大統領制を採用しているインドネシアやフィリピンでは、大統領と議会の選好は必ずしも一致しないため、両者が一致して裁判所の行動を覆そうとする蓋然性が低い。そのため、裁判所も独自の判断で積極的に行動することができる。一方、議院内閣制のマレーシアやシンガポールは、一党優位制であることも重なって、首相と議会の選好が完全に一致する。このような権力構造においては、たとえ組織的に司法の独立性が確保されていたとしても、裁判所が独自の役割を果たすことはきわめて困難である。タイも議院内閣制であるために裁判所の独自の行動範囲は広くはないが、それ以上に、国王が絶対的な選好を表明すると司法はそのポイントに一致するよう行動する以外に選択肢はないという点が裁判所の行動を制限する最大の要因である。

おわりに

以上、駆け足ではあるが、50年間の歴史においてASEAN加盟国がASEANという地域機構に期待してきたものとその変遷について述べた。かつて「信頼醸成のための外相同士の顔合わせの場」としても意味合いが強かったASEANは、今では年間に1000以上の会合を開き種々のプロジェクトを走らせる国際機構へと進展した。そう考えると

ASEAN という機構は確かに目覚ましい進展と遂げた。

しかし、最後の節で強調したように、近年において見られるのは、①ASEAN という機構の相対化、②ASEAN という機構に期待する機能の多様化、という 2 点である。すなわち、加盟国間で ASEAN に期待する機能が食い違う、あるいは ASEAN というまとまりを重視する度合いに差がある、という加盟国内の差異が目につくようになってきた。その意味で、「ASEAN ディバイド」とも言われるように、1990 年代にインドシナへと拡大したことは地域機構としての ASEAN の在り方に大きな影響を与えたと言える。意味のない議論ではあるが、もしも ASEAN のメンバーが原加盟国のままであったならば、より制度化は進み、多少人権や民主主義が重視される（内政不干渉原則が後退する）ことになっていただろう。そのように選好が多様化する中、比較的ではあるが、その共通項として目指されているのが経済統合である。本稿が、ASEAN は経済協力のための機構としての側面を強めつつあると判断する所以である。

参考文献

<日本語文献>

- 愛敬浩二 2004. 「プリコミットメント論と憲法学」(長谷部恭男・金泰昌編『公共哲学 12 法律から考える公共性』東京大学出版会、363～373 ページ、所収)。
- 2005. 「憲法によるプリコミットメント」『ジュリスト』第 1289 号、5 月 1～15 日、2-8 ページ。
- 鮎京正訓 1997. 「ベトナムの憲法制度」(作本直行編『アジア諸国の憲法制度』アジア経済研究所、185～215 ページ、所収)。
- 川村晃一 2002. 「1945 年憲法の政治学——民主化の政治制度に対するインパクト——」(佐藤百合編『民主化時代のインドネシア——政治社会変動と制度改革——』アジア経済研究所、33～97 ページ、所収)。
- 2012. 「司法制度」(中村正志編『東南アジアの比較政治学』アジア経済研究所、77～102 ページ、所収)。
- 河野勝・広瀬健太郎 2008. 「立憲主義のゲーム理論的分析」(川岸令和編『立憲主義の政治経済学』東洋経済新報社、115-138 ページ、所収)。
- 阪口正二郎 2001. 『立憲主義と民主主義』日本評論社。
- 2008. 「テロという危機の時代における『立憲主義』の擁護」(川岸令和編『立憲主義の政治経済学』東洋経済新報社、161-181 ページ、所収)。
- 長谷部恭男 2006. 『憲法とは何か』岩波書店。
- 宮沢俊義編 1983. 『世界憲法集』岩波書店。
- 村嶋英治 1987. 「タイにおける政治体制の周期的転換——議会制民主主義と軍部の政治

介入——」（萩原宜之・村嶋英治編『ASEAN 諸国の政治体制』アジア経済研究所、135～190 ページ）。

安田信之 1985. 『フィリピンの法・企業・社会』アジア経済研究所。

—— 2000. 『東南アジア法』日本評論社。

四本健二 1997. 「カンボジアの憲法制度」（作本直行編『アジア諸国の憲法制度』アジア経済研究所、217～244 ページ、所収）。

<外国語文献>

Brennan, Geoffrey and Alan Hamlin 1995. “Constitutional Political Economy: The Political Philosophy of Homo Economicus?” *Journal of Political Philosophy* 3(1): 280-303.

Buchanan, James M., and Viktor Vanberg 1989. “A Theory of Leadership and Deference in Constitutional Construction.” *Public Choice* 61(1): 15-27.

de Figueiredo, Jr., Rui J. P., Tonja Jacobi, and Barry R. Weingast. 2006. “The New Separation-of-Powers Approach to American Politics,” in Barry R. Weingast and Donald A. Wittman, eds., *The Oxford Handbook of Political Economy*. New York: Oxford University Press: pp. 199-222.

Durr, Robert H., Andrew D. Martin, and Christina Wolbrecht. 2000. “Ideological Divergence and Public Support for the Supreme Court,” *American Journal of Political Science*, 44(4): 768-776.

Dressel, Björn, ed. 2012. *The Judicialization of Politics in Asia*. London: Routledge.

Elster, Jon. 1984. *Ulysses and the Sirens*. New York: Cambridge University Press.

----- 1995. “Forces and Mechanisms in the Constitution-Making Process.” *Duke Law Journal* 45: 364-396.

----- 2000. *Ulysses Unbound*. New York: Cambridge University Press.

Ferejohn, John. 2002. “Judicializing Politics, Politicizing Law,” *Law and Contemporary Problems* 65(3): 41-68.

_____ and Barry Weingast. 1992. “A Positive Theory of Statutory Interpretation,” *International Review of Law and Economics*, 12(2): 263-279.

Ginsburg, Thomas. 2003. *Judicial Review in New Democracies: Constitutional Courts in Asian Cases*. New York: Cambridge University Press.

Go, Julian. 2003. “A Globalizing Constitutionalism?: Views from the Postcolony, 1945-2000.” *International Sociology* 18(1): 71-95.

Harding, Andrew J. and Penelope Nicholson, eds. 2010. *New Courts in Asia*. London: Routledge: pp. 1-27.

Hardin, Russell. 2006. “Constitutionalism,” in Barry R. Weingast and Donald A. Wittman, eds., *The Oxford Handbook of Political Economy*. New York: Oxford University Press: 289-311.

- Heckathorn, Douglas D. and Steven M. Maser 1987. "Bargaining and Constitutional Contracts." *American Journal of Political Science* 31(1): 142-168.
- Hirschl, Ran. 2004. *Towards Juristocracy: The Origins and Consequences of the New Constitutionalism*. Cambridge, MA: Oxford University Press.
- Holmes, Stephen 1985. *Passion and Constraint: On the Theory of Liberal Democracy*. Chicago: University of Chicago Press.
- Jayasuriya, Kanishka. 1999. *Law, Capitalism and Power in Asia: The Rule of Law and Legal Institutions*. New York: Routledge.
- McGuire, K. and J. Stimson. 2004. "The Least Dangerous Branch Revisited: New Evidence on Supreme Court Responsiveness to Public Preferences," *Journal of Politics*, 66: 1018-1035.
- McGuire, Robert A. 1988. "Constitution Making: A Rational Choice Model of the Federal Convention of 1787." *American Journal of Political Science* 32(2): 483-522.
- McNollgast. 1995. "Politics and the Courts: A Positive Theory of Judicial Doctrine and the Rule of Law," *Southern California Law Review* 68: 1631-1683.
- Segal, Jeffrey A. and Albert D. Cover. 1989. "Ideological Values and the Votes of U.S. Supreme Court Justices," *American Political Science Review*, 83(2): 557-565.
- _____ and _____. 1995. "Ideological Values and the Votes of U.S. Supreme Court Justices Revisited," *The Journal of Politics*, 57(3): 812-823.
- Shapiro, Martin. 1999. "The Success of Judicial Review," in S. Kenney, ed., *Constitutional Dialogues in Comparative Perspective*. New York: Palgrave Macmillan.
- Sieder, Rachel, Line Schjolden, and Alan Angell. 2005. *The Judicialization of Politics in Latin America*. New York: Palgrave Macmillan.
- Smithey, Shannon Ishiyama and John Ishiyama. 2002. "Judicial Activism in Post-Communist Politics," *Law & Society Review*, 36(4): 719-743.
- Steunenberg, Bernard. 1997. "Courts, Cabinet and Coalition Parties: The Politics of Euthanasia in a Parliamentary Setting," *British Journal of Political Science*, 27(4): 551-571.
- Stone Sweet, Alec. 2000. *Governing with Judges: Constitutional Politics in Europe*. New York: Oxford University Press.
- Sunstein, Cass R. 2001. *Designing Democracy: What Constitutions Do*. New York: Oxford University Press.
- Vanberg, Georg. 2008. "Establishing and Maintaining Judicial Independence," in K. E. Whittington, R. D. Kelemen, & G. A. Caldeira, eds., *The Oxford Handbook of Law and Politics*. New York: Oxford University Press: pp. 99-118.
- Voigt, Stefan. 1999. "Implicit Constitutional Change--Changing the Meaning of the Constitution Without Changing the Text of the Document." *European Journal of Law and Economics* 7(3): 197-224.

- Vondoepf, Peter. 2006. "Politics and Judicial Assertiveness in Emerging Democracies: High Court Behavior in Malawi and Zambia," *Political Research Quarterly* 59(3): 389-399.
- Weingast, Barry R. 2002. "Political Institutions: Rational Choice Perspectives," in R. E. Goodin & H.D. Klingemann, eds., *A New Handbook of Political Science*. New York: Oxford University Press: pp. 167–190.
- Whittington, Keith E. 2005. "'Interpose Your Friendly Hand:' Political Supports for the Exercise of Judicial Review by the United States Supreme Court," *American Political Science Review*, 99(4): 583-589.